

令和4年度事業計画

(基本的な方針)

- 卸連合会、正会員及び会員構成員は、コンプライアンス遵守に努めるとともに、総会において決議したコンプライアンス宣言に則って、事業を実施する。
- 令和4年度の卸連合会事業の実施に関しては、各領域における重点事項について、適切に対応する。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えつつ、卸連合会として、感染予防にも配慮しながら、計画的な事業運営が展開できるよう取り組む。

I コンプライアンス遵守の徹底

1 独占禁止法研修会等の開催

会員構成員各社におけるコンプライアンス意識の徹底を図るため、独占禁止法等の研修会を開催する。

2 法令及びガイドラインの遵守

(1) 医薬品供給に係る適正管理

昨年改定した JGSP GDP 国際整合化対応版の遵守及び会員構成員各社における薬事等に関する法令や医学・薬学の知識などの教育訓練活動を推進し、医薬品供給における品質管理の向上を図る。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「薬機法」という。)の改正法案への対応

医薬品医療機器制度部会(以下、「制度部会」という。)で議論された「緊急時の薬事承認」を含めた薬機法の改正法案が通常国会へ提出された。制度部会では、緊急承認制度と流通管理は一体ではないが、状況によって同時に国で管理することなど個別に政策を講じていくものとされた。流通管理を国が行うこととなった場合には、検討の段階から関係団体とも連携し対応する。

II 環境の変化に対応した医薬品流通の構築

1 薬価調査・薬価改定への対応

薬価制度における中間年の薬価調査・薬価改定及び調整幅の在り方について、医薬品の安定供給に支障を生じさせないよう厚生労働省や関係団体との意見調整を図りながら、医薬品流通の持続可能性が確保されるよう対応を行う。

2 流通改善の積極的な推進

(1) 単品単価交渉率向上の促進

喫緊の課題である単品単価交渉の推進を図るため、厚生労働省が医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の下に新たに設置する予定のワーキングチームに卸連合会として委員を派遣し、単品単価交渉の促進策のとりまとめに尽力するとともに、取引先の理解を得ながら、単品単価交渉率の向上に努める。

(2) 医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（改訂版）（以下、「流通改善ガイドライン（改訂版）」という。）の徹底

会員構成員各社に対して、昨年 11 月に厚生労働省が公表した「流通改善ガイドライン（改訂版）」を周知するとともに、その徹底が図られるよう卸連合会として「流通改善ガイドラインを遵守するために」の改訂版を配布し、説明会を実施する。

III 医薬流通産業形成・DX 等の推進

1 医薬流通産業形成・DX 等の推進のための体制整備

DX、GX、脱炭素、SDGs の推進などにより、経済社会は急速に変化し、医療を取り巻く環境もデータヘルスやオンライン化などにより大きく変わろうとしている。今後、アフターコロナを見据えつつ、これらの変化に積極的に対応し、国民の健康と医療の向上に欠かせない産業（医薬流通産業）として社会のニーズに迅速に対応するとともに、新たな付加価値を創出し、経済社会に貢献していく必要がある。このため、卸連合会として、新たに医薬流通産業形成・DX 等を推進するための体制を整備する。

2 情報化の推進

(1) 新電子データ交換システム（PEDIAS）の円滑な普及への対応

医療機関や薬局と医薬品卸の間の受発注や納品情報に関するデータ交換のプラットフォームである「新電子データ交換システム（PEDIAS）」の円滑な普及拡大を図る。

(2) JD-NET 新フォーマットの検討

令和6年に第8次のシステム改定が予定されており、新フォーマット策定及び項目の詳細について関係団体と連携を図りつつ、検討を継続する。

IV 安定的な医薬品供給の確保

1 医療用医薬品の安定供給

(1) 新型コロナ禍における医薬品の安定供給への対応

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、卸連合会として、厚生労働省や関係団体と連携強化を図りつつ、通常医療に必要な医薬品の安定供給にも支障が生じないように取り組む。

(2) 医療用医薬品の安定確保への対応

昨年、安定確保医薬品リストが公表されたことから、卸連合会においても当該医薬品の重要性を踏まえ、医療の提供に支障を来すことのないよう当該医薬品の安定確保に資するよう取り組む。

(3) 医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供

厚生労働省や製薬企業から提供された情報を速やかに会員構成員各社へ提供する。

2 新型コロナワクチン・抗体キット等の流通への協力

新型コロナウイルス感染症への対応において、厚生労働省や関係団体と連携強化を図りつつ、医療上、重要かつ緊急性の高い新型コロナワクチン等の確実な配送を実現するよう取り組む。

3 大規模災害発生時等における流通体制と確保

大規模災害時にあっても、医薬品の迅速かつ確実な供給が実現できるよう、有事における行政や関係団体との連携強化を図る。

V セルフメディケーションの推進

1. セルフメディケーション領域に関わる市場の活性化

セルフメディケーション税制における対象医薬品の範囲見直しなどのため厚生労働省が立ち上げた「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」に引き続き委員を派遣し意見を申し述べるとともに、厚生労働省・製薬企業・薬局等医薬品関係団体とも連携し、当該税制の活用拡大に努め、セルフメディケーションの推進を図る。

2. セルフケア卸将来ビジョンの実践

大衆薬卸各社は大衆薬卸協議会が策定したセルフケア卸将来ビジョンも踏まえ、セルフメディケーションの推進に向けた取組を行っている。平時・災害時を問わず OTC 医薬品を安定供給する役割を果たすととともに、SDGs への取組の観点からも、返品削減や流通在庫適正化などの課題に製配販と連携し、積極的に取り組む。

3. 大衆薬業界における IT 化の推進

流通 BMS 協議会と連携を図りながら、大衆薬流通における流通 BMS の推進を図るとともに、ヘルスケアについて、店頭を通じての有効な情報提供体制の構築に取り組む。

VI 広報活動及び国際交流等

1. 広報活動

医薬品卸を取り巻く環境が厳しい中で、医薬品卸が果たしている役割やその活動が持つ社会的価値について正しく理解を得ていくため、広報資材を作成し、医療や薬事等に関わる関係者だけでなく、広く社会にも積極的に発信するよう取り組む。

2. 国際交流等

- (1) 令和 4 年 10 月に開催が予定される IFPW ミラノ総会について、卸連合会では開催地での参加も視野に入れて準備を進める。
- (2) 現状の国内における医薬品流通に関する課題を念頭に、欧米との比較ができるよう調査を実施し、取りまとめの上、情報発信を行う。